

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	七三	○不在者投票のできる施設として指定した件	七六
○県営土地改良事業計画を変更した件	七三	福島県選挙管理委員会	七五
○地籍調査の成果について認証した件三件	七三	正 誤	七六
○肥料の登録の有効期間を更新した件	七四	○平成十八年十一月十日付け号外第七十六号中	七六
○道路の供用を開始する件	七四	○平成十九年十月五日付け定例第九百十六号中	七六
公 告		○平成十九年十月十六日付け号外第七十一号中	七六

## 告 示

### 福島県告示第七百一十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

病 名	畜 種	患者及び疑似患者の区分	発見頭数及び群数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ブルセラ	牛	疑似患者	一頭	郡山市	平成一九年	再検査

病	腐蛆病	みつば	患者	一群	同	一〇月九日	自衛殺
	ち					平成一九年	
						一〇月一〇日	

(生産流通領域衛生飼料グループ)

### 福島県告示第七百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、植松地区に係る県営ため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 縦覧の場所

(農村整備領域農村計画グループ)

### 福島県告示第七百三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、双葉郡葛尾村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称
  - 二 成果の名称
- 葛尾村  
双葉郡葛尾村大字上野川及び大字野川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

### 福島県告示第七百四号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡館岩村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称  
館岩村
- 二 成果の名称  
南会津郡館岩村大字八総字高杖原の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第七百五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、耶麻郡猪苗代町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称  
猪苗代町
- 二 成果の名称  
耶麻郡猪苗代町字清水尻の地域に係る地籍図及び地籍簿  
(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第七百六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。  
平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
801	混合有機質肥料	混合有機質肥料 330号	3.0	3.0	—	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	片倉チカ リッカリ ン株式 会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成22年11月7日
802	混合有機質肥料	混合有機質肥料 530号	5.0	3.0	—	同上	同上	同上	同上

福島県告示第七百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県いわき建設事務所で平成十九年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三九九号	いわき市平字田町五八番九地先から 同 市平字田町五八番五地先まで	平成一九年 一〇月二三日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第五百八十三号

福島県石油コンビナート防災アセスメント調査業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)(第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第七号。以下「財務規則」という。)(第二百四十六條第一項の規定により公告する。  
平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 入札に付する事項
  - 1 件名及び数量 福島県石油コンビナート防災アセスメント調査業務委託 一式
  - 2 業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期限 平成二十年七月三十一日
  - 4 履行場所 福島県内の石油コンビナート等特別防災区域(広野地区・いわき地区)他
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - 2 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
  - 3 この公告の日から本件入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(農業総合センター)

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二十二号）の規定による申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 この公告に示した仕様と同等程度の業務の履行実績があり、かつ、この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できること。

5 業務の技術上の管理を行う者として、防災アセスメントの手法、安全工学及び地震被害予測手法等に関して深い学識を有し、かつ消防庁の定める石油コンビナートの防災アセスメント指針（平成十三年消防庁策定）に基づく業務に携わった経験を有する者を当該業務に配置できること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3から5までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成十九年十一月十四日午後五時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県生活環境部県民安全領域災害対策グループ

電話番号〇二四―五二―一七一九四

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの用紙三十枚が入る程度の大きさで、二百円分の切手をはった、あて先明記のもの）を同封のうえ、三に掲げる場所まで請求すること。

2 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十一月二十九日午後一時三十分 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月二十八日午後五時までに三に掲げる場所に必着のこと。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の一〇〇分の三以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額に一〇〇分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限まで

に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の一〇〇分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の一〇五分の一〇〇に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（県民安全領域災害対策グループ）

公告第五百八十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量を実施する。

平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 いわき市三和町合戸地内

二 測量期間 平成十九年十月二十三日から平成二十年三月十九日まで

三 作業の種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業の確定測量に伴う基準点測量）  
（農村整備領域農業基盤整備グループ）

公告第五百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、喜多方都市計画法道路を変更するため当該都市計画法の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 都市計画を変更する土地の区域

喜多方市字町田下及び字町田の各一部の区域

二 縦覧場所

福島県土木部都市領域都市計画グループ、福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査グループ及び喜多方市建設部都市計画課

三 縦覧期間

平成十九年十月二十三日から同年十一月六日まで  
意見の提出

喜多方都市計画道路を変更する案について、喜多方都市計画区域の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市領域都市計画グループ)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第九十四条、第一百七条若しくは第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成十九年十月十五日次のとおり指定した。

福島県選挙管理委員会  
委員長 新妻 威 男

施設の名 称	施設の所在地
医療法人伸裕会介護老人保健施設貴布 祢	双葉郡浪江町大字幾世橋字長田東三六番 地

#### 正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十八年十一月十日付け号外第七十六号中

三	下	後ろか	388,700円	375,700円
		ら一四		

○平成十九年十月五日付け定例第九百十六号中

六九三 上 一字四丁目 字四丁目

○平成十九年十月十六日付け号外第七十一号中

八	下	六	同様式を	同様式をを
---	---	---	------	-------